第288号）第43条第2項に規定する標準税収入額で除して得た数（小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に100,000を乗じて得た数（以下この号において「発行割合」という。）に別表第3の14のAに定める当該発行割合の段階に応ずる率を乗じて得た数と同表のBに定める当該発行割合の段階に応ずる数値との合計数を当該発行割合で除して得た数（小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該発行割合が200以下のときは1.000とする。）

算式ⅩⅨ

$$\frac{B_{29} \times C_{29} + D_{29} \times E_{29}}{536\text{円} \times A}$$

算式ⅩⅨの符号

A　測定単位の数値

B_{29}　非構造部材の耐震対策事業（特定天井分）に係る経費に充てるため平成29年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち幼稚園又は特別支援学校に係るものの額に相当する額

$C_{29} = 0.0299$

D_{29}　非構造部材の耐震対策事業（特定天井以外分）に係る経費に充てるため平成29年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち幼稚園又は特別支援学校に係るものの額に相当する額

$E_{29} = 0.0214$

算式ⅩⅩ

$$\frac{\sum_{n=29}^{令3}(B_n \times C_n)}{536\text{円} \times A}$$

算式ⅩⅩの符号

A　測定単位の数値

B_n　n年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（総務大臣の指定する充当の

第288号）第43条第2項に規定する標準税収入額で除して得た数（小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に100,000を乗じて得た数（以下この号において「発行割合」という。）に別表第3の14のAに定める当該発行割合の段階に応ずる率を乗じて得た数と同表のBに定める当該発行割合の段階に応ずる数値との合計数を当該発行割合で除して得た数（小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該発行割合が200以下のときは1.000とする。）

算式ⅩⅩⅠ

$$\frac{B \times C + D \times E}{554\text{円} \times A}$$

算式ⅩⅩⅠの符号

A　測定単位の数値

B　非構造部材の耐震対策事業（特定天井分）に係る経費に充てるため平成29年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち幼稚園又は特別支援学校に係るものの額に相当する額

$C = 0.0300$

D　非構造部材の耐震対策事業（特定天井以外分）に係る経費に充てるため平成29年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち幼稚園又は特別支援学校に係るものの額に相当する額

$E = 0.0214$

算式ⅩⅩⅡ

$$\frac{\sum_{n=29}^{令2}(B_n \times C_n)}{554\text{円} \times A}$$

算式ⅩⅩⅡの符号

A　測定単位の数値

B_n　n年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（総務大臣の指定する充当の